

○フード等用簡易自動消火装置の技術上の基準に関する要綱

平成13年3月1日

笠消防告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、笠岡地区消防組合火災予防規則（平成13年笠岡地区消防組合火災予防規則第1号）第8条第2項の規定により、フード等用簡易自動消火装置の技術上の基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) フード等用簡易自動消火装置 フード・ダクト用簡易自動消火装置、レンジ用簡易自動消火装置及びフライヤー用簡易自動消火装置をいう。
- (2) 防護対象物 フード等用簡易自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。
- (3) フード・ダクト用簡易自動消火装置 フード部分及び排気ダクト内部を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。
- (4) レンジ用簡易自動消火装置 レンジ部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。
- (5) フライヤー用簡易自動消火装置 フライヤーを防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。
- (6) 公称防護面積 一のフード等用簡易自動消火装置で警戒することができる範囲の面積をいい、「短辺（メートル）×長辺（メートル）」で表されたものをいう。
- (7) 被防護面積 一のフード等用簡易自動消火装置で警戒を要する範囲の面積をいう。
- (8) ダクト被防護断面積 一のフード・ダクト用簡易自動消火装置で警戒を要する断面積をいう。
- (9) ダクト被警戒長さ 一のフード・ダクト用簡易自動消火装置で警戒を要するダクトの長さをいう。

(フード・ダクト用簡易自動消火装置の設置基準)

第3条 フード・ダクト用簡易自動消火装置の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 排気用ダクトのダクト被防護断面積、ダクト被警戒長さ及び風速等に応じて、十分な消火薬剤量を確保するとともに、感知部及び放出口を有効に消火できるように設置

すること。

(2) 排気用ダクト内部の風速が毎秒5メートルを超える場合には、ダクト被警戒長さの外側（フードに接続されていない側に限る。）に消火薬剤放出のため起動装置と連動して閉鎖するダンパーを設置すること。ただし、当該ダンパーが設置されていなくても有効に消火できるものにあつては、この限りでない。

(3) 消火時のダクト内に設けたダンパーを閉鎖することにより、所要の消火性能を確保する方式のものにあつては、当該ダンパーは前号の規定に準じて設置すること。

(4) 一の排気用ダクトに複数の放出口を設置する場合には、すべての放出口から一斉に消火薬剤を放出できるように設置すること。

(5) 放出口は、消火薬剤の放出によって可燃物が飛び散らない個所に設けること。

(6) 消火薬剤の貯蔵容器及び加圧ガス容器は、温度40度以下で温度変化が少なく、かつ、点検の容易な場所に設けること。

(7) フード・ダクト用簡易自動消火装置の作動と連動して、放出された消火薬剤の影響を受けるおそれのある器具で熱源が燃料ガスによるものにあつては当該器具への燃料ガスの供給が停止できるものとし、熱源が電気によるものにあつては当該器具への電源遮断ができるものとし、それぞれ次の基準によること。

ア 燃料停止装置の設置位置は、次のとおりとする。

(ア) 燃料停止装置は、原則としてガス工作物以外の範囲（ガスコック以降の配管又は設備器具）に設けること。

(イ) 水及び熱的影響並びに機械的衝撃等を受けない位置に設けること。

イ 電磁弁の性能等は、次のとおりとする。

(ア) 電磁弁は、JIS S2143「ガス器具用電磁弁」又はこれと同等以上の性能を有するものとし、原則として直接操作によつてのみ復旧するものとする。

(イ) 電気配線は、電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）に定めるところによること。

(8) 手動起動装置は、火災のとき容易に接近することができ、かつ、床面からの高さが0.8メートル以上1.5メートル以下の個所に設けること。

(9) 電源の供給方式は、次による場合を除き、コンセントを使用しないものであること。

ア コンセントは、引掛け型コンセント等容易に離脱しない構造のものであること。

イ コンセントは、フード・ダクト用簡易自動消火装置専用のものであること。

(10) フード等用簡易自動消火装置の作動と連動して、常時人がいる場所へ警報を発し、かつ、その旨を表示することができるものであること。

(11) 前号の表示装置の付近に警戒区域一覧図を備えること。

(12) フードの被防護面積の算定は、次の場合を除き、当該フードの水平投影面積とすること。

ア レンジ又はフライヤーが調理台等と接続されていて、調理台等を包含するフードが設置されている場合にあつては、レンジ又はフライヤーの被防護面積から周囲50センチメートルの水平投影部分に含まれる範囲をフードの被防護面積とする。

イ フードの被防護面積外にダクトの吸込口がある場合は、その吸込口の周囲50センチメートルの部分を含めた面積をフードの被防護面積とする。

(13) ダクト被警戒長さ及びダクト被防護面積の算定は、次によること。

ア ダクト被警戒長さは、当該ダクトの水平部分5メートルとすること。

イ ダクト被防護断面積は、当該ダクトのダクト被警戒長さの範囲内における最大の断面積とすること。

(レンジ用簡易自動消火装置及びフライヤー用簡易自動消火装置の設置基準)

第4条 レンジ用簡易自動消火装置及びフライヤー用簡易自動消火装置の設置基準は、前条第4号から第10号までの規定によるほか、次のとおりとする。

(1) レンジ及びフライヤーの大きさ及び形状に応じて、十分な消火薬剤量及び公称防護面積を有するものを設置すること。

(2) 消火薬剤として二酸化炭素又はハロゲン化物消火薬剤（ハロン1301を除く。）を使用するものにあつては、常時人がいる場所には設置しないこと。

(3) レンジ又はフライヤーの被防護面積の算定は、次によること。

ア レンジの被防護面積の算定は、次のとおりとする。

(ア) 一のレンジでコンロが1口の場合は、コンロの中心から半径30センチメートルの円を描き、その円を包含する長方形の面積（この範囲内に壁が設けられている場合は、壁までの面積とする。以下同じ。）を被防護面積とする。

(イ) 一のレンジでコンロが複数ある場合は、それぞれのコンロから（ア）と同様の円を描き、そのすべての円を包含する長方形の面積を被防護面積とする。

イ フライヤーの被防護面積は、当該フライヤーの油槽水平投影面積とする。

(構造及び性能の基準)

第5条 フード等用簡易自動消火装置は、原則として財団法人日本消防設備安全センターの行う試験に合格したもの（認定品）を使用するものとする。

(他の装置又は機器との関係)

第6条 関連する他の装置又は機器との関係は、次の基準によるものとする。

(1) 排気用ダクト部分で警戒長さの範囲内に防火区画のために供されるダンパーが設置されている場合には、当該ダンパーの設置によりフード等用簡易自動消火装置の機能

に障害が生じないものとする。

- (2) レンジ用簡易自動消火装置又はフライヤー用簡易自動消火設備の作動と連動してレンジ又はフライヤーへの燃料用ガスの供給が停止できるものであること。
- (3) フード・ダクト用簡易自動消火装置とレンジ用簡易自動消火装置又はフライヤー用簡易自動消火装置とを併設する場合には、各装置の機能に支障が生ずるおそれのない範囲で、消火薬剤貯蔵容器等の一部を共用して差し支えないものであること。

(基準の特例等)

第7条 この要綱に定める基準に適合するフード等用簡易自動消火装置を設置した場合、その有効範囲の部分については、次のとおり取り扱うことができるものとする。

- (1) この要綱に定める基準に適合するフード等用簡易自動消火装置は、既存防火対象物に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について（昭和50年7月10日付け消防安第77号消防庁安全救急課長通達）第1・4・(2)中の「有効な自動消火装置」に該当するものとして取り扱うことができる。
- (2) この要綱に定める基準に適合するフード等用簡易自動消火装置が設置された厨房機器の部分については、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第6条第6項に規定は、適用しないことができる。
- (3) この要綱に定める基準に適合するレンジ用簡易自動消火装置又はフライヤー用簡易自動消火装置を設置した厨房等の部分については、消火器具の能力単位を減ずることができる。ただし、緩和する能力単位の数値は、5分の1未満とすること。

(届出及び検査)

第8条 フード等用簡易自動消火装置を設置し、又は変更しようとする者は、消防長に必要な図書を添えて届出をし、検査を受けなければならない。

附 則

この要綱は、平成13年3月1日から施行する。